

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、令和 6 年 9 月 24 日（火）、戸籍関係の手続きのために来庁した市民に対し、胸等を故意に触れるわいせつ行為を行いました。

その後、当該市民から警察署に被害届が提出されたことにより、不同意わいせつ被疑事件として事情聴取を受け、令和 7 年 7 月 23 日（水）に横浜地方検察庁に書類送検、同年 12 月 26 日（金）に不起訴処分となりました。

また、当該市民に対して 1 年以上にわたり私的な連絡を継続していたほか、窓口で対応した別の市民 2 名の SNS アカウントを、業務上必要がないにもかかわらず取得し、私的に連絡を送る等、不適切な行為をしました。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
神奈川区	事務職員	30 代	懲戒免職 (退職手当等全額不支給)

※本処分については、令和 8 年 8 月 5 日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号)

職員が、次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

3 管理監督者処分

次の 2 名を管理監督者処分としました。

- ・課長級 1 名 係長級 1 名 市長文書訓戒

お問合せ先	
行財政局人事課	Tel 045-671-4005